

奈良県選挙管理委員会告示第九十八号

選挙関係事務執行規程（昭和四十四年十一月奈良県選挙管理委員会告示第三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二十六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

第五条第一項中「封筒」の下に「並びに令第五十三条第一項、第五十九条の四第四項及び第五十九条の五の四第七項の規定による不在者投票用封筒」を加え、「市町村委員会の印」を「県委員会の印とし、刷込式」に改め、同条第二項を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。